

登録教習機関の技能講習業務の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 49 条の規定による登録教習機関の技能講習業務の廃止の届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社エース産業
登録教習機関の住所	和歌山県海南市且来 1 3 8 2 - 1
代表者の職氏名	代表取締役 堀川 直行
事務所の名称	株式会社エース産業 ドライビング・スクール海南教習所
事務所の住所	和歌山県海南市且来 1 3 8 2 - 1
廃止する業務の範囲	ショベルローダー等運転技能講習
廃止年月日	令和 7 年 6 月 2 日

令和 7 年 5 月 27 日

和歌山労働局長